

車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ配信事業
(平成 30 年度～平成 32 年度) の公示

平成 30 年 4 月 6 日
国土交通省道路局長 石川 雄一



下記のとおり、提案書の提出を求める。

記

1 事業内容

(1) 事業概要

車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ配信事業（以下「本事業」という。）は、国土交通省道路局（以下「国」という。）が、ETC2.0 車載器を搭載した車両の運行管理等を行う事業者等に、ETC2.0 車載器から各道路管理者（高速道路会社等）を含む。以下単に「各道路管理者」という。）の設備を経由して国が収集する特定車両の走行位置やブレーキ等の情報（以下「特定プローブデータ」という。）を提供することで、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を支援するものである。

特定プローブデータを車両の運行管理等を行う事業者に配信する事業者（以下「配信事業者」という。）は、国と「車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ配信事業（平成 30 年度～平成 32 年度）協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、国から特定プローブデータを取得し、特定プローブデータの受信、処理、又は活用を希望する事業者等（地方公共団体を除く企業又は団体（法人格を有し、定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者に限る。）。以下「受信希望者」という。）に対し、特定プローブデータの配信を行う。

また、データ配信開始の日から一定期間、本事業の試行期間を設け、本事業の効果的・効率的な実施のための体制、手続などについて調査・検証を行う。

なお、事業の内容及び試行期間における調査・検証事項については、要求水準書に示す内容を満たすものでなければならない。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、協定書の締結日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間とする。また、データ配信開始の日は、国との協議により定めるものとする。なお、データ配信開始の日から国との協議により定める日までの期間を試行期間とする。

なお、事業年度は、各暦年の 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間とする。ただし、平成 30 年度については、協定書締結日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(3) 費用負担及び収入

配信事業者は、本事業の実施に要する費用（公租公課、応募に係る費用を含む。）の全てを負担するものとする。国は、協定書等に特段の定めがある場合を除き、本事業に係る費用の一切を負担しない（ただし、配信事業者は、本事業に使用するソフトウェア及びサーバ機器等について、試行期間中、国から無償で貸与するものを使用することができる。）。配信

事業者は、配信に必要な諸費用をまかなう（本事業において利益は生じない）範囲で、受信希望者から受信料金を徴収することができる。受信料金については国と協議により定めるものとする。

2 応募に関する要件等

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、国立大学法人、認可法人、民間団体（公益法人を含む。）。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本公募に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本公募に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成する全ての者が以下(2)参加資格に記載する全ての要件に適合している必要がある。

また、共同提案を行う際には、提案書提出時に共同提案体協定書（様式－9）を添付すること。

(2) 本公募への応募に関する資格要件は、国で実施している企画競争における参加資格要件を準用し、応募する者は、次の資格を満たしていることを条件とする。

①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②平成28・29・30年度国土交通本省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を取得または申請している者であること。

③国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤管理技術者に関する資格要件

配置予定管理技術者が技術士（建設部門、電気・電子部門又は総合技術監理部門）、博士（工学）、RCCM（道路部門又は電気・電子部門）、土木学会認定資格（特別上級技術者又は上級技術者又は1級技術者）のうちいずれかの資格を有していること。

⑥当該業務の実施体制

配置予定管理技術者、担当者については、参加意思表明をする社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3カ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑦配置予定管理技術者の実績

配置予定管理技術者が、下記に示す同種又は類似業務について、平成20年度以降に完了、または平成29年度中に完了予定の業務において、実績を有していること。

同種業務：プローブデータを用いたITSに関する業務

類似業務：ITSに関する業務

⑧募集要項を3(2)に従い直接担当から交付を受けたものであること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室

企画調整係長 平嶋

電話 03-5253-8111（内線：37-464）

ファクシミリ 03-5253-1617 電子メール hirashima-m8910@mlit.go.jp

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

①期間 平成30年4月6日から平成30年5月16日まで

- ②場所 上記担当部局
③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交
募集要項の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 提案書の提出期限、場所及び方法
①期限 平成30年5月16日18時00分まで
②場所 上記担当部局
③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を電話等により確認すること。）
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。
・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
「Just System一太郎2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft Powerpoint2013」「Adobe Reader XI」以前の形式に限る。
・ファイル総量は極力3メガバイト以内とすること。
・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。
なお、送信された提案書の印刷は白黒で行う。
- (4) 説明会の有無、日時及び場所等
説明会は実施しない。
- (5) 提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所等
ヒアリングを実施する。日時及び場所等については別途指示する。なお、ヒアリングは提案書を用いて行うものとする。
- (6) 国は提案書の特定について、学識経験者が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提案書を提出する際は、暴力団排除に関する誓約事項（説明書記載）を承諾のうえ、提出しなければならない。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (8) 特定しなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (9) 提案を特定された者が、協定書締結時において平成28・29・30年度国土交通本省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を取得していない場合は、特定を取り消す場合がある。
- (10) 詳細は募集要項による。